

## 佛教大学における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への 「研究者登録」に係る実施基準

佛教大学の専任教職員・名誉教授・客員教授の他に、科学研究費助成事業応募のために府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「研究者登録」を行う場合は、以下の手順に従う。

### 1. 応募資格の確認

- 1) 応募資格の取得を希望する者(以下、申請者)は、「科学研究費助成事業・応募資格確認書」を学術支援課に提出する。当該書類には申請者と共同で研究を行っている本学専任教員の署名・捺印または自署が必要である。
- 2) 学術支援課は当該書類をもとに日本学術振興会の「科研費公募要領」に記載されている「応募資格の確認」に基づき、以下の〈研究者に係る要件〉を確認する。

#### 〈研究者に係る要件〉応募時点において ①～④の全ての要件を満たすこと

- ① 大学等の研究機関（※）に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ③ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ④ 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

※科学研究費補助金取扱規程第 2 条に規定される研究機関で、具体的には、1) 大学及び大学共同利用機関、2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、3) 高等専門学校、4) 文部科学大臣が指定する機関を指します。

『佛教大学研究助成ハンドブック』より抜粋

### 2. 登録申請・承認

- 1) 1. の応募資格の確認完了後、申請者は「科学研究費助成事業・応募資格取得申請書」を学術支援課に提出する。
- 2) 申請の承認は、申請者の共同研究者である本学専任教員の所属学部長もしくは所属長（※）が行う。
- 3) 承認完了度、学術支援課が（e-Rad）に研究者登録を行う。

※所属学部長もしくは所属長とは、

- ・ 通学課程の非常勤講師の場合は、所属の学部長
- ・ 通信教育課程の非常勤講師の場合は、生涯学習機構長
- ・ 附置機関所属の研究員の場合は、附置機関長

以上